

豊川市空き店舗情報提供事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊川市（以下「市」という。）における空き店舗に係る情報を登録し、これを広く提供することで小売業、サービス業等の開業等を促進し、もって地域経済の発展と商業の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き店舗」とは、過去に店舗として利用されていた建物又は建物の一部であって、現在未利用のもののうち、所有者が賃貸又は売却の意思があるものをいう。

(登録)

第3条 この要綱の目的に賛同し、自己の所有する空き店舗を市の空き店舗情報提供事業に登録しようとする者は、空き店舗登録申請書（様式第1号）により市長へ申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は、空き店舗登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

3 市長は、第1項の申請に係る登録の可否について、空き店舗登録通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項に基づく申請の無い空き店舗であってこの要綱に基づく登録が相当と認めるものについて、当該空き店舗の所有者に登録を勧めることができるものとする。

(登録要件)

第4条 登録台帳に登録できる空き店舗は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

所在地が市外であるとき。

空き店舗登録申請書に記入が無い項目があるとき。

空き店舗登録申請書に記入された内容が、虚偽の内容であるとき

関係法令の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき

公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあるとき

前各号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認めるとき

(情報提供)

第5条 市長は、登録台帳に登録した空き店舗（以下「登録空き店舗」という。）に係る情報を、閲覧その他適当と認める方法により第三者に提供できるものとし、登録空き店舗の所有者（以下「登録者」という。）は、これに同意するものとする。

(情報提供期間)

第6条 市長は、登録空き店舗に係る情報を、登録の日から1年間提供するものとする。ただし、登録者が希望するときは、さらに1年間提供することができるものとし、以後も同様とする。

(利用料金)

第7条 空き店舗の登録台帳への登録及び登録空き店舗に係る情報の提供に係る利用料金は、無料とする。

(情報提供の申込み)

第8条 登録空き店舗の買い入れ又は賃借等を希望する者（以下「希望者」という。）は、空き店舗情報提供申込書（様式第3号）により市長へ申し込むものとする。

2 市長は、前項による申し出があったときは、希望者に登録空き店舗に係る情報を提供するとともに、空き店舗情報提供通知書（様式第4号）によりその旨を登録者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、情報を提供せず、かつ、通知をしないものとする。

希望者の登録空き店舗の利用目的が、関係法令の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき

希望者の登録空き店舗の利用目的が、公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあるとき

前2号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認めるとき

(交渉及び契約)

第9条 希望者は、自らの責任において登録者と交渉及び契約をするものとする。ただし、あっせん又は仲介を目的とした交渉及び契約をしてはならない。

2 市長は、希望者に登録空き店舗に係る情報を提供するのみとし、登録空き

店舗の売買又は賃貸借に係る交渉及び契約について関与せず、当該交渉及び契約に関して登録者、希望者又は第三者に損害を生ずることがあっても、一切責任を負わないものとする。

3 希望者は、登録者と交渉を行ったときは、契約の成否について速やかに市に報告をしなければならない。

4 市長は、登録者がこの要綱に基づく登録空き店舗の交渉及び契約以外の場合において交渉又は契約をすることを制限しないものとする。

(情報の取扱い)

第10条 登録者及び希望者は、登録空き店舗に係る情報を複製、販売、出版その他の営業活動又は営利活動のために利用してはならない。

(情報提供の中断)

第11条 市長は、ネットワーク機器、回線等の故障、停電、天災、保守作業その他やむを得ない事情により登録空き店舗に係る情報の提供の中断、遅延等が発生したことにより登録者、希望者又は第三者に損害を生ずることがあっても、一切責任を負わないものとする。

(登録の変更)

第12条 登録者は、登録台帳の登録内容に変更が生じたときは、空き店舗情報変更届出書(様式第5号)によりその内容を速やかに市長へ届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、登録台帳の登録内容を変更するものとする。

(登録の取消し)

第13条 登録者は、登録台帳から登録を取り消したいときは、空き店舗登録取消申請書(様式第6号)によりその旨を市長へ申請しなければならない。

2 市長は、前項の届出があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳から登録を取り消すことができる。

登録空き店舗に係る売買契約又は賃貸借契約が成立したとき

登録空き店舗に係る情報が、虚偽の内容であるとき

登録空き店舗又はそれに係る情報が、関係法令の規定に違反し、又は違

反するおそれがあるとき

登録空き店舗又はそれに係る情報が、公の秩序又は善良な風俗を乱し、
又は乱すおそれがあるとき

前各号に掲げる場合のほか、市長が適当でないとき

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、空き店舗情報提供事業の実施に関し
必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。